

大阪地方最低賃金審議会 第 343 回総会

(令和 3 年度 第 3 回)

資 料 目 次

資料 1	令和 3 年度地域別最低賃金額改正の目安について (答申)	1
資料 2	大阪府最低賃金の改正決定に係る意見書	
	(2-1) 全大阪労働組合総連合の意見書	7
	(2-2) おおさかパルコープ労働組合の意見書	9
	(2-3) 生協労連大阪府連合会の意見書	11
	(2-4) 全国一般労働組合大阪府本部の意見書	15
	(2-5) 一般社団法人大阪タクシー協会の意見書	17
資料 3	各団体からの最低賃金改正等に係る要請等	
	(3-1) 大阪弁護士会からの声明文	19
	(3-2) U A ゼンセンイオングループ労働組合連合会 イオンリテールワーカーズユニオンの要請書	21
	(3-3) 全大阪労働組合総連合取扱 団体署名による要請書	23
	(3-4) 全大阪労働組合総連合取扱 個人署名による要請書	25
	(3-5) 日本共産党大阪府議会議員団からの申し入れ	27
資料 4	令和 3 年度地域別最低賃金の審議の進め方	29
資料 5	令和 2 年度大阪府最低賃金改正決定 (答申) 附帯事項への 取組について	31

令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 3 年 7 月 14 日

- 1 令和 3 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28 円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 賃金改定状況調査結果第 4 表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は 0.1% となったこと、
- ② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目 GDP は、令和 2 年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、
- ③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られる

こと、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む」方針であること、

- ④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、
- ⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0~3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えることまでは言えないと考えられること、
- ⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、
- ⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること

等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 3 年 7 月 14 日

1 はじめに

令和 3 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から 1 年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならず、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第 1 条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成すべきであると主張した。

さらに、日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであると主張した。

また、エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべきであると主張した。

加えて、1 年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの 50 倍となっており、労働者は賃金を得て返済するしか術はないと主張した。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知や、中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であり、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきと主張した。

以上を踏まえれば、「誰もが時給 1,000 円」を実現するため、今年度は「800 円未達の地域をなくすこと」「トップランナーである A ランクは 1,000 円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべきであると主張した。併せて、最低賃金の地

域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度の地方審議の結果を見ても各地方は懸命に地域間格差の縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最初の緊急事態宣言から1年3ヶ月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘した。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示した。

また、最低賃金は、各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではないと主張した。

さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると述べた。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張した。

コロナ禍でも、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、消費の拡大につなげ、地域経済の活性化をはかることが望ましいが、現状では、飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇いを維持したいという切実な想いを切り捨てるものにほかならないとの認識を示した。

以上を踏まえると、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。なお、使用者側委員は、下記 1 の公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙 1 と同じ)

2021年7月19日

団体名 全大阪労働組合総連合(大阪労働組合連合会)
代表者名 議長 菅 義 夫
住 所 大阪市北区錦町2-2 国労会館11F

大阪府の最低賃金大幅引き上げ、時間額 1,500 円の 早期実現と全国一律最低賃金制度を求める 意見書

新型コロナウイルスの感染拡大の猛威は、未だ出口の見いだせない状況と言えます。また、非常事態宣言による休業・自粛要請によって、非正規雇用労働者の雇用が脅かされ、収入が激減するなど、暮らしを直撃しています。最も悪影響を受けているのが、最低賃金近傍で働く非正規労働者です。医療従事者や保育士、介護士、非正規の公務員、スーパーやコンビニの店員など、コロナ感染のリスクを負いながら、それでも働かないといけないエッセンシャルワーカー、社会的に不可欠な労働者らの多くが非正規であり、最低賃金レベルで働いています。その上で、最低賃金もあがらなくなれば、生活は苦しくなるばかりで、コロナ禍の中、社会のために働いているにも拘らず全く報われない、つまり苦しい人達がさらに苦しくなるように、経済的不振のしわ寄せをこうむる方向にさらされています。

政府内においても最低賃金の引き上げに向けた議論が始まっています。5月12日には経済財政諮問会議の民間議員が連名で、本年度の最低賃金に関して3%を超える引き上げを求める提言をまとめ、経済財政運営の指針である「骨太方針」に反映されています。このような状況下にもかかわらず、コロナ禍による経済の先行き不透明を理由に日本商工会議所などは昨年を引き続き、「足下の景況感や地域経済の状況、雇用動向を踏まえ、『現行水準を維持』すること」を求めています。

そもそも、昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大と経済危機は、新自由主義によるアベノミクスが、労働者や中小企業を「儲け」の対象として大企業や株主の利益を優先する政策を行い、日本経済の基盤を衰弱させてきたことが原因となっています。今求められているのは、国内総生産の6割近くを占める個人消費の拡大を経済政策の基調とすることへの転換です。雇用の安定を図り、最低賃金を引き上げ、非正規雇用労働者の労働条件の引き上げ、消費税の税率引き下げ、中小企業への大胆な財政支出などによって、経済の好循環で国民全体に広げることが、経済危機を回避し、持続的な経済発展への道です。

大阪府の最低賃金は、昨年は据え置かれ為に未だ、時間給964円です。この金額は、1日8時間、週40時間働いても、1カ月15万円程度にしかなりません。年収で見ても、185万円と年収200万円には程遠い状態です。病気やケガの際も医療費を払うことが厳しく、治療をためらったり、受診を控えたりする実態も報告されています。これでは、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことはできません。全労連が行った必要生計費試算調査では、1人暮らしの若者が普通に暮らすためには、全国平均で月23万~25万円、年額300万円弱が必要という結果が出ており、時間給に換算して1,500円以上の最低賃金を実現することは切実な要求となっています。

賃金は本来、労働者と使用者の交渉の合意による労働契約で決まるとされています。しかし、憲法第 25 条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」・「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。つまり最低賃金制度は、憲法 25 条の生存権の保障を根拠として、契約自由の原則に修正を加えているのです。

さらに憲法第 27 条 2 項では「賃金、就業時間、休息その他の労働条件に関する基準は、法律でこれを定める」として、使用者に対して弱い立場にある労働者を保護することを国に命じています。労働者の多くが賃金に依存して生活していることから、賃金には生存権を保障する水準が保障されるべきであり、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではありません。賃金支払いが困難であることの原因は、労働の対価を保障できる水準に届かない価格設定と流通機構、搾取の自由などにあります。生活できる賃金が反映できる価格設定が必要なのです。

賃金には、憲法、労働基準法、最低賃金法に明記されている「健康で文化的な最低限度の生活」を充たす水準が不可欠であるとする最低賃金法の理念が生きてきます。現在の経済状況は確かに厳しいですが、生活に困難をきたし、人間としての尊厳も損なわされかねず、先行き不透明を理由に最低生計費に届かない低賃金を甘受させる根拠とすることにはなりません。

コロナ後も見据えて、経済回復を図っていくためには、国内総生産の 6 割近くを占める個人消費の拡大を経済政策の基調とする方向に転換しなければなりません。それは、大企業優先・富裕層厚遇を根本的に改める経済への転換であり、そのためにも賃金の引き上げが求められています。雇用の安定を図り、最低賃金を引き上げ、非正規雇用労働者の労働条件の引き上げ、消費税の税率引き下げ、中小企業への大胆な財政支出などによって、経済の好循環をもって国民全体に広げることが、経済危機を回避し、持続的な経済発展への道となります。

もちろん、最低賃金の引き上げと中小企業への支援の強化は、地域経済を活性化させるためにも、一体のものであると考えます。私たちは、中小企業の経営を守り、この経済危機を乗り越えるためにも、最低賃金を引き上げるとともに、中小企業に対して、最賃引き上げに必要な支援を強化することも政府に対し同時に求めています。

最後に、世界規模で見ても全国一律の最低賃金制度は主流となっており、先進国の最低賃金は 1,000 円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、生計費原則に基づく最低賃金 1,500 円の到達を強く求めるものです。

記

- 1、コロナ禍によって景気後退に陥った経済を早期に立て直すためにも、大阪府の最低賃金を大幅に引き上げると共に、生計費原則に基づき早期に 1,500 円に到達させること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

2021年7月19日

大阪地方最低賃金審議会 会長殿

おおさかパルコープ労働組合

中央執行委員長 箕作 勝則

大阪市都島区東野田町1-5-26

大阪府最低賃金額1,500円の早期実現と全国一律最低賃金制度を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大による影響が長く続いています。緊急事態宣言や蔓延防止対策による休業・自粛要請によって非正規労働者の雇用が脅かされています。職を失うなど収入が激減し、保障制度も不十分なままで、暮らしを直撃しています。最低賃金近傍で働く非正規労働者は、コロナ禍でも不安やリスクをかかえながら働かなければならない状況があります。最低賃金の引き上げは非正規労働者にとって、切実なものとなっています。

全国の生協で働く労働者の約6割がパートなど時間給で働く労働者です。おおさかパルコープでも労働者約3000人の内6割を超す2000人が非正規労働者です。非正規労働者の多くが最低賃金の改定に直接影響をうけています。非正規労働者のなかにはシングルマザーや世帯主も多く、ダブルワークやトリプルワークをしています。さらに定年を迎えても現役時代の賃金が低いため、年金支給額も低く年金では暮らせないなど、70歳をこえても働かざるをえない状況です。

全国どこで暮らしても生活にかかる費用は同じです。全労連が行った必要生計費試算調査では一人暮らしの若者が普通に暮らすためには、全国平均で月23万～25万円、年額約300万円、時間給に換算して1,500円以上の最低賃金が必要であると都市部や地方で同じ結果が出ています。

7月14日に中央最低賃金審議会では、全国各地一律で28円引き上げる方針を決定しました。最低賃金は「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する水準でなければなりません。私たちは最低時間給1,500円を早期に実現し、どこでもだれでも8時間働けば普通に暮らせる社会を求めます。

記

- 1、コロナ禍によって景気後退に陥った経済を早期に立て直すためにも、大阪府の最低賃金を大幅に引きあげると共に、生計費原則に基づき早期に1,500円に到達させること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

2021年7月21日

大阪地方最低賃金審議会会長 殿

生協労連大阪府連合会

執行委員長 土橋 豊

大阪市天王寺区悲田院町8-12

国労南近畿会館2階

2021年度大阪府最低賃金の改定審議にむけた意見書

2021年度の最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。今年度の大阪府最低賃金額の改定にかかわり、意見を述べさせていただきます。

1. 生協労連の概要について

全国生協労働組合連合会（生協労連）は、全国の生協及び生協関連で働く仲間を組織しており、全国46都道府県に組織を有しています。現在の組合員数は約65,500人で、うち40,000人余り約6割がパートなど時間給で働く仲間です。私ども生協労連大阪府連合会（生協労連大阪府連）は、大阪にある生協と生協関連で働く仲間を組織し、現在の組合員数は約3,400人で、うち1,600人余り約5割がパートなど時間給で働く仲間です。生協労連の運動方針の柱として、生協や関連企業で働くすべての労働者の組織化と均等待遇の実現、どこでもだれでも8時間働けば人間らしく普通に暮らせる社会、最低賃金1,500円をめざしています。

2. 2021年最低賃金改定にあたって

昨年（2020年）は、コロナ禍を理由に経済団体や商工会議所は、最低賃金引き上げ凍結を政府・中央最低賃金審議会に要請し、それを受けた政府は雇用の確保を優先するために最低賃金は現状維持だと発言しました。そしてそのことが影響し、中央最低賃金審議会ではコロナ禍だからこそ最低賃金引き上げが必要だという労働側と、引き上げ凍結を固持する経営側との隔たりが大きく、公益委員も判断することができず目安額を示さないという、かつてない結果となりました。それにより、これまで（2011年～2019年）毎年15円～28円引き上げられてきた最低賃金が実質0円、最高に上がった地方で3円という非常に低い改定となりました。最低賃金の引き上げがなかったことから、この2021年春闘では非正規労働者の時間給も上がりませんでした。そして、1年以上にわたるコロナ禍の中で補償制度も不十分なまま、各企業へ営業自粛要請が行われ、非正規労働者を中心に収入の激減や雇止めなど、低賃金労働者の暮らしが直撃されています。

このような状況の中、経済財政諮問会議で菅首相は「新型コロナの中で今年も賃上げは2%近くを保っているが、わが国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、平均賃金は主要国と比べて低い水準にとどまっている」と指摘し「新型コロナの影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引き上げが不可欠。諸外国ではコロナ禍でも最低賃金を引き上げており早期に全国平均時給1,000円への引き上げをめざす」と述べています。そのことから、今年の最低賃金改定の議論は「いくら引き上げるか」からのスタートとするべきです。

3. 世界はコロナ禍の中だからこそ最低賃金の引き上げが必要と

2020年12月発表のILOグローバル賃金レポートによると、「最低賃金は新型コロナウイルスからの人間を中心に据えた回復のカギを握る。十分な最低賃金は人間を中心に据えた新型コロナウイルスからの回復、そしてその後におけるカギを握っています。最低賃金は甚だしく低い賃金から労働者を守り、不平等を縮小できる可能性があります。そのためには労使協議を経た適切な水準の最低賃金の設定が必要。適切な水準とは、経済的要素に加え、労働者とその家族のニーズを考慮に入れることを意味します」と述べています。

そもそも、日本の現在の最低賃金は「まともな生活」を送ることができない水準です。この間、生協労連が加盟する全労連の地方組織が取り組んだ生計費試算調査によると、全国どこで暮らしていても、生活に必要な費用はほぼ同じで、25歳単身者で月額22万円～23万円は必要だという結果がでています。時給に換算すると1,400円～1,500円以上となっています。今回の雇用調整助成金の支給額が全国同一額で、日額15,000円ということは、全国どこでもまともに暮らすためには時給1,500円以上が必要だということではないでしょうか。

4. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

今回のコロナ禍の中で、経済にも大きな影響がもたらされました。そのひとつの要因として、労働者が東京に集中し一極化していることによる、事業の停滞です。企業が地方に分散していて、日本のどこでも経済活動ができていれば、このような事態が少しは緩和されていたのではないのでしょうか。しかし、そのためにはどこで働いていても賃金格差がないということが大前提となります。

現在の東京の最低賃金は1,013円で一番低い地方では792円となっており、その格差は221円もあります。月150時間働く人では月額33,150円も差があります。年間では397,800円です。スーパーやコンビニの商品のように同じ手順、品質で作った商品の価格は全国どこでも同じ価格なのに、働いている場所によって労働者の賃金に格差ができるのは憲法14条の平等の原則に反することだと思えます。

また、最低賃金は時間給労働者の問題だけでなく、月給で働いている正社員の賃金にも大きく影響しています。東京の初任給が地方より高いので、若者が東京で就職先を探しているのが現状です。全国どこで働いていても賃金に格差がなければ、安心して生まれ育った場所で働き生きていくことができます。そして、どこで暮らしていても、同じ仕事には同じ賃金、同一労働同一賃金を実現させるためにも、いまのような地域間格差をなくしていかなければなりません。

5. コロナ禍の中で必要とされた労働者ほど低賃金

今回のコロナ禍の中では、医療従事者はもちろんのこと、生協を含む流通や物流業で働く労働者は、国民の命と暮らしになくてはならないものでした。しかし、そこで働く多くの人にはパート・アルバイトや派遣などの非正規労働者です。そして、その賃金・労働条件は劣悪で、時給はほぼ最低賃金に張り付いています。仕事の性格上、在宅勤務などできるわけもなく、感染への危険や心配にさらされながら働き続けています。賃金は個々の企業の努力で上げるべきだという声がありますが、国民生活になくてはならない業界全体の社会的な地位向上とそこで働く人の賃金を引き上げていくことが必要です。それには現状では、最低賃金を大幅に引き上げることが最も有効です。

一方で、休業を余儀なくされた非正規労働者は、休業補償をされても、もともとの賃金が低いため、さらにその6割という低額支給となっています。1ヶ月150時間働いていたとし

て、時給 1,000 円の人で 9 万円（時給 6 割換算 600 円）、時給 800 円の場合には、月額で 7 万 2 千円（時給 6 割換算 480 円）にしかありません。休業補償があったとしても、とても生活できる金額ではありません。いまの日本は社会保障が貧弱であり、賃金に頼って生きていかななくてはならないのですから、最低賃金を大幅に引き上げる必要があります。

6. 景気回復と働いたら人間らしく暮らせる最低賃金へ

商工会議所や企業団体が、コロナ禍を理由に今年も最低賃金引き上げの凍結や抑制を訴えています。しかしそれは経済回復にとって負でしかありません。消費を回復させ向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的です。労働運動総合研究所（労働総研）が 1 月に発表した春闘への提言によると、最低賃金 1,500 円への引き上げは、国内生産を 26 兆 7,000 億円、付加価値を 13 兆円増やし、169 万 5,000 人分もの新たな雇用と税収を 2 兆 4,800 億円増加させるとしています。

パートやアルバイトなど、かつては家庭の補助的労働といわれてきましたが、現在ではそうではなく、一人ひとりの賃金が、生活するために必要な生計費となっています。賃金があれば、貯蓄ではなく消費に回することは確実です。

賃金を上げられない理由に、中小企業の労働分配率が高く、労働生産性が低いので上げられないといわれていますが、それは、適正な単価による公正取引が行われていないことが主な要因となっています。公正な取引をきちんと行わせ、そして有効な中小企業支援対策で、賃金の底上げを図っていくべきです。

7. 要請内容

大阪府の最低賃金は、昨年据え置かれたため時間額 964 円のままです。この金額は 1 日 8 時間、週 40 時間働いても 1 ヶ月 15 万円程度にしかならず、年収でも 185 万円で年収 200 万円以下の働いても生活できない働く貧困層（ワーキングプア）の状態です。これでは、憲法 25 条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことはできません。大阪地方最低賃金審議会におかれましては、大阪の労働者の実態を踏まえ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行っていただき、大幅な引き上げに踏み込むようお願いいたします。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は 1,000 円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、生計費原則に基づく 1,500 円以上の到達を求め、下記の通り要請いたします。

記

1. コロナ禍によって景気後退に陥った経済を早期に立て直すためにも、大阪府の最低賃金を大幅に引きあげると共に、生計費原則に基づき早期に 1,500 円に到達させること。
2. 全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
3. 最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

団体名 全国一般労働組合大阪府本部

代表者名 執行委員長

吉野 弘人

〒530-0041

住 所 大阪市北区天神橋1丁目13-15

大阪グリーン会館3F

電話 06 - 6354 - 7212

中小企業労働者、非正規労働者などすべての労働者の賃金改善で、コロナ禍の生活不安、経済低迷から脱却するために

大阪府最低賃金1500円以上の実現を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大の猛威は、未だ出口の見いだせない状況と言えます。また、非常事態宣言による休業・自粛要請によって、飲食業や商店・業者など中小企業経営と地域経済の落ち込みはいつそう深刻さを増しています。パート・アルバイトの「実質失業者」は100万人を越え、特に非正規労働者の7割を占める女性労働者が大きな影響を受け、自殺者も急増しています。各地で行われている無料相談会やフードバンクに多くの人がつめかけ、貧困と格差の実態と、国・自治体による「公助」の不十分さが明らかになっています。

そもそも多くの非正規労働者は最低賃金に張り付く低賃金のため今回のようなきびしい生活に備えるための貯蓄ができていません。特に感染不安の中で国民の命や日常生活を支えがらんばってきた医療や介護、福祉、流通業などでは、低賃金・不安定雇用の非正規労働者が多く働いています。最低賃金の引き上げはそれらに従事する人たちの生活を守り、社会的地位を向上させる上でも重要です。私たち全国一般労組大阪府本部にも医療や介護、清掃、火葬場などの仲間が加入し、「休みたいけれど休めない」「感染の不安を日々感じながら仕事をしている」と切実な声が出されています。最低賃金並みの時間給1000円前後で働くパートや定年後再雇用者などの賃上げ・生活改善には最低賃金の大幅引き上げが不可欠です。あわせて、中小・小規模事業者が賃上げに対応できるように、減税や社会保険料の負担軽減など事業者への支援策も必須です。

新型コロナ感染拡大以降、欧米諸国では暮らしを支える労働者の賃金底上げを、と最低賃金の大幅引き上げに足を踏み出しています。コロナ後を見据え景気回復を図るためには、大企業優先・富裕層厚遇の経済政策を根本的に改め、労働者の賃金底上げによる消費購買力向上が必要であり、最低賃金大幅引き上げを優先すべきです。しかし昨年は大阪をはじめ7都道府県が最賃引き上げを「凍結」しました。低賃金や雇用不安にあえぐ労働者の実態や切実な要求を無視したものです。

今年も大阪労連が「最低賃金生活体験」を実施しました。当労組からも青年を中心に6人が挑戦しましたが「支出を抑えても赤字」「この額では病院に行けない」「自動車は持てない」「家に風呂がなければ銭湯に行けない」等々の感想が出されています。憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むためには月22万～25万円、時間給に換算して1500円以上の最低賃金が必要です。

以上のことから、大阪地方最低賃金審議会は、「コロナ禍だからこそ」府下労働者の実態をふまえ、最低賃金法第1条の「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」ための最低賃金とすべく、下記項目の実現に向け議論を尽くされるよう求めます。

記

1. 新型コロナによる雇用・生活不安、経済低迷から脱却するためにも、大阪府の最低賃金を大幅に引きあげると共に、生計費原則に基づき早期に1,500円に到達させること。
2. 全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
3. 最低賃金を日額・月額でも設定すること。
4. 最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化を進めると同時に、中小企業に負担を強いる施策を行わないよう政府に求めること。

以上

ひとこと 府とコロナの経済再生、疲弊する中小零細企業への経営者、若しと若御者の大阪府審議会の役割を大いに発揮し、28円以上の引き上げを。

大阪地方最低賃金審議会

会長 服部良子 殿

一般社団法人大阪タクシー協会

会長 坂本 栄

地域別最低賃金額改定に対する意見書

謹啓 平素は、何かとご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中央最低賃金審議会では、6月22日に加藤厚生労働大臣より諮問を受け、地域別最低賃金額の改定の目安について検討されているところであり、大阪におきましても、7月6日に貴審議会へ大阪府最低賃金の改正決定について諮問がなされたところがあります。

政府は、6月18日に経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針2021）などの閣議決定を行い、最低賃金の対応について「より早期に全国加重平均1000円とすることを目ざし、本年の引き上げに取り組む」とされたところがあります。

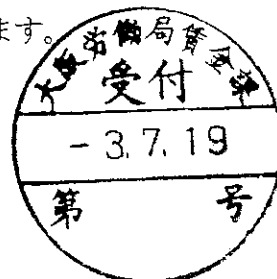
しかしながら、令和2年から本格化した新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は、マスコミ報道による飲食業のみならず、タクシー事業におきましても別添資料のとおり極めて深刻な状況であるとともに、未だに事態の収束が見通せない状況にあります。

特に、再三にわたる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出・延長や移行により、タクシー事業の経営基盤を揺るがしかねない惨憺たる結果を招いており、一部事業者では、この間でタクシー事業を廃業したところもあります。

タクシー運転者の賃金は、多くが歩合給制度を取っていることから、営業収入の激減は、直接最低賃金額に影響し、不足分は事業者が負担しなければならない状況にあります。最低賃金額が引き上げられることになると、多くの事業者で事業継続が困難になり、ますます廃業を余儀なくされることが想定されます。

こうした状況の中においても、雇用調整助成金の活用などにより、運転者の雇用を維持・確保するとともに、国民生活や経済活動の根幹である公共交通機関としての社会的責任の観点から事業継続に努力を続けております。

貴会におかれまして最低賃金額の改定につきましては、大阪のタクシー業界の現状をご理解いただき、慎重の上にも慎重にご審議され、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨にご斟酌を賜りますとともに、昨年引き続いて改定が見送られますよう強く要望致しますのでよろしくお願い申し上げます。



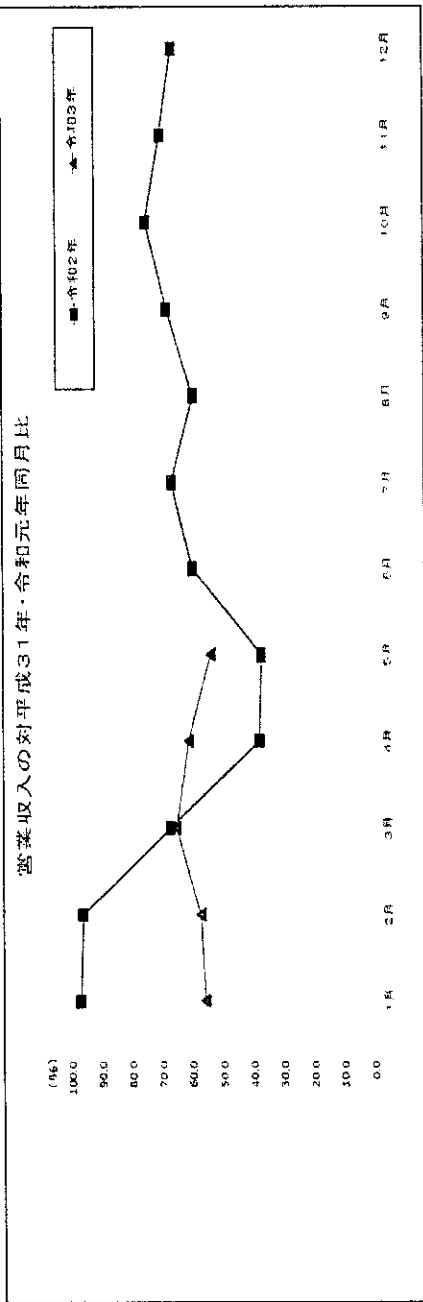
謹白

新型コロナウイルス感染症の影響による営業収入及び輸送人員の対平成31年・令和元年同月比
(令和2年1月～令和3年5月)

※ 緊急に実施したサンプル調査による

全国ハイヤー・タクシー連合会

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
営業収入全国平均												
令和2年	97.3	96.3	67.3	37.9	37.2	59.6	66.5	59.3	68.0	74.9	70.1	68.1
令和3年	55.9	57.4	65.2	61.1	53.9							



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
営業収入	令和2年	98.3	99.0	73.6	42.1	41.0	78.9	68.8	78.8	83.1	79.5	70.3
	令和3年	65.9	61.7	72.1	61.8	54.0						
輸送人員	令和2年	98.0	92.0	69.5	39.7	37.5	77.1	65.8	75.9	78.9	75.2	68.0
	令和3年	66.2	62.5	68.9	59.4	52.1						

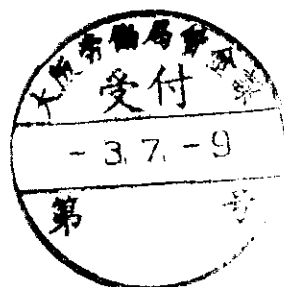
最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

- 1 本年7月頃、中央最低賃金審議会は、厚生労働大臣に対し、2021年度（令和3年度）地域別最低賃金額改定の目安について答申を行う予定である。毎年、同審議会の答申に基づき、全国の地域別最低賃金審議会が地域別最低賃金の改定額を答申し、これを受けて都道府県労働局長が改定額を決定する。昨年7月21日、中央最低賃金審議会は、「その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった」とし、世界的規模の金融危機が生じた直後の2009年度（平成21年度）と同様に、最低賃金の引上げ額の目安を示さなかった。その結果、昨年度の各地域別最低賃金は、1円ないし3円の範囲内での少額の引上げに留まり、大阪府を含む7都道府県については、地域別最低賃金額の引上げ自体が行われなかった。
- 2 昨年、中央最低賃金審議会が引上げ額の目安を示さなかった背景には、新型コロナウイルス感染症拡大が続く中で今後の経済の見通しの不透明さや、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況等を考慮して、小委員会の公益委員が「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」との見解を公表したという事情が存在する。
- 3 しかし、コロナ禍においては、労働者の多くが、勤務先の休業や失職により日々の生活に窮しており、仮に就労できたとしても、現在の低水準な賃金では、その状況から脱することも困難であるという事情も看過できない。特に、社会機能の維持に必要な医療・生産・物流等に従事する「エッセンシャルワーカー」の中には、最低賃金に近い水準で働く者も少なくなく、当該労働者の待遇を改善し人材不足の問題を解消することは、社会全体の利益という観点からも急務といえる。
- 4 現在、ワクチン接種が急速に進められるなど、コロナ禍の収束に向けた具体的取組みが始まっており、先行きの不透明さから中央最低賃金審議会が引上げ額の目安を示さなかった昨年度とは、前提とする事情が異なる。
したがって、政府が、令和3年6月18日付閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2021」で示すように、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組んだ上で、より早期に全国加重平均1000円を実現するために、最低賃金の大幅な引上げを行うべきである。
- 5 以上のとおり、コロナ禍においても、最低賃金引上げは喫緊の課題であることから、当会は、中央最低賃金審議会に対し、全国加重平均1000円を実現できるよう大幅な引上げを内容とする答申をすることを求めるとともに、大阪地方最低賃金審議会に対しても、中央最低賃金審議会の提示する目安に縛られず、大阪府の最低賃金を大幅に引き上げることを求める。

2021年（令和3年）7月6日

大阪弁護士会

会長 田 中 宏



2021年6月25日

大阪地方最低賃金審議会 御中

団体名：UAゼンセンイオングループ労働組合連合会
イオンリテールワーカーズユニオン

代表者名：中央執行委員長 村上哲朗

大阪府最低賃金の引き上げを求める要請について

〔要請内容〕

1. 社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、最低賃金近傍で働く方も少なくない。コロナ禍において、感染の不安や恐怖と闘いながら働き続けた労働者に報いるべきであり、最低賃金の引き上げを確実に実施すること。
2. 大阪府最低賃金は、政労使合意の「雇用戦略対話」および政府の成長戦略加えて「働き方改革実行計画」に基づき、公正な労働基準とセーフティネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向けて、早急に「連合大阪リビングウェッジ1,000円（時間額）以上」に改正すること。
3. 中小企業・小規模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。
4. 新たに設定する産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり、労働条件の向上に資するものとする。
5. 大阪地方最低賃金審議会において、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に、有期・短時間・契約・派遣等で働く者の生活実態および意見を尊重すること。

〔理由〕

わが国は、超少子高齢化・人口減少社会という構造的な課題に直面しています。また大阪府では、全雇用労働者における有期・短時間・契約・派遣等で働く者の割合が39.2%と、依然として全国平均よりも高く、相対的に労働条件が低い処遇を早期に改善していく必要があります。中でも、賃金は労働者にとって生活の糧であり、労働条件の中で最も重要かつ根源的なものです。不当な低賃金で雇用することは許されるべきではなく、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準であるべきです。

一方、わが国は、コロナ禍を起因とした戦後最大とも言える危機的状況が続いており、とりわけ大阪府においては、三度の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発令に伴う外出自粛や休業要請などの対応を余儀なくされています。

そのような中、医療、介護、福祉、各種小売りや飲食、物流など様々な社会生活を支える事業で働くUAゼンセンの仲間たちは、感染のリスクにさらされながら自らの感染及び他者への感染拡大の防止に努め、使命感を持って業務に奮闘しています。



こうした事業の労働者には非正規雇用が多いため、最低賃金近傍で働く人も少なく無く、その価値に見合う対価として最低賃金の水準を引き上げることが必要です。

昨年、大阪府においては最低賃金の引き上げが見送られており、現在の最低賃金額では最低賃金法第1条の目的に鑑みて十分な水準とは言えません。最低賃金は生存権を確保したうえで、ナショナルミニマムにふさわしい水準へと引き上げ、その実効性を高めていくことが求められています。新型コロナウイルス感染症収束後には、然るべき時期に経済を再生させていかなければなりません。

国民経済の再生には、あらゆる政策を総動員していく必要があります、最低賃金の引き上げは多くの重要な政策の一つです。

地域別最低賃金審議会が、重要度が増す最低賃金の実効性を担保し、労働者の生活の安定と向上に寄与され、十分な機能が発揮されるものとなること、加えて、一年を超える感染拡大の中で、時短や営業自粛・休業を要請され、営業に多大な影響を被っている産業・業種に対して、事業の継続や雇用の確保に向けた様々な諸策を要請いたします。

以上

《参考》

*最低賃金法第1条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

コロナ禍だからこそ、生活改善・経済の好循環に向けた、生活保障賃金の確立を！
大阪府の最低賃金（964 円/時）の大幅引き上げを！
全国一律最低賃金制度の創設と、時間額 1,500 円を求める要請書

大阪地方最低賃金審議会会長 殿
大阪労働局局長 殿

● 要 請 趣 旨 ●

新型コロナウイルスの感染拡大により、経済への打撃は世界規模に及び、日本でもそのシワ寄せは、不安定雇用である非正規労働者、すなわち時間給労働者への雇用環境などに最も悪影響を与えています。コロナ禍以前から既に、労働者の4割が非正規雇用となり、年収200万円以下のワーキング・プアと呼ばれる貧困層が1000万人を超える高水準となって、低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させていることから、この状況を一刻も早く打開する必要があります。

政府は、経済の好循環を実現するには「賃金の引き上げが必要」と認めながら、昨年はコロナ禍を理由に中央における最賃引上げ目安を凍結しました。地域別最低賃金は最も高い東京で1,013円ですが、低い所は7つの県が792円と未だ800円にも届かず、大きな格差があります。大阪府の最低賃金は、昨年十数年ぶりに引き上げが行われず、964円に据え置かれました。この金額では、フルタイムで働いても、月額15万円程度の手取りしかなく、『健康で文化的な最低限度の生活』はできません。また、地域間の格差は労働力の地方から都市部への流出として、地方では深刻な問題となっています。地域経済の再生には、地域間格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが必要です。

これまでの法人税の減税などで、大企業の内部留保はコロナ禍においても貯まっていく一方、個人消費は落ち込み、実質賃金も引き下がっています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることは特に重要です。人間らしく生活できる最低賃金額を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限度額等を整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることが可能です。全労連などが実施している「最低生計費試算調査」は、東京や京都、福岡や広島など多くの都府県で実施され、結果として“人間らしく暮らせる”ためには、全国どこでも時給1,500円の早期実現が必要だということが示されています。

コロナ禍だからこそ、最低賃金を大幅に引き上げ、内需の拡大で経済の好循環を実現させることが必要です。については2021年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願い致します。

● 要 請 事 項 ●

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
2. 最低賃金時間額を1,500円へと引き上げること。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2021年 3月 8日

住所 大阪市浪速区敷津西1丁目4-11

団体・代表者名

自交総連大阪地方連合会
執行委員長 福井 勇

【取扱団体】 大阪春闘共闘委員会／全大阪労働組合総連合

コロナ禍だからこそ、生活改善・経済の好循環に向けた、生活保障賃金の確立を！
 大阪府の最低賃金（964 円/時）の大幅引き上げを！
 全国一律最低賃金制度の創設と、時間額 1,500 円を求める要請書

大阪地方最低賃金審議会会長 殿
 大阪労働局局長 殿

● 要請趣旨 ●

新型コロナウイルスの感染拡大により、経済への打撃は世界規模に及び、日本でもそのシワ寄せは、不安定雇用である非正規労働者、すなわち時間給労働者への雇用環境などに最も悪影響を与えています。コロナ禍以前から既に、労働者の4割が非正規雇用となり、年収200万円以下のワーキング・プアと呼ばれる貧困層が1000万人を超える高水準となっており、低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができない人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させていることから、この状況を一刻も早く打開する必要があります。

政府は、経済の好循環を実現するには「賃金の引き上げが必要」と認めながら、昨年はコロナ禍を理由に中央における最賃引上げ目安を凍結しました。地域別最低賃金は最も高い東京で1,013円ですが、低い所は7つの県が792円と未だ800円にも届かず、大きな格差があります。大阪府の最低賃金は、昨年十数年ぶりに引き上げが行われず、964円に据え置かれました。この金額では、フルタイムで働いても、月額15万円程度の手取りしかなく、『健康で文化的な最低限度の生活』はできません。また、地域間の格差は労働力の地方から都市部への流出として、地方では深刻な問題となっています。地域経済の再生には、地域間格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが必要です。

これまでの法人税の減税などで、大企業の内部留保はコロナ禍においても貯まっていく一方、個人消費は落ち込み、実質賃金も引き下がっています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることは特に重要です。人間らしく生活できる最低賃金額を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限度額等を整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくるのが可能です。全労連などが実施している「最低生計費試算調査」は、東京や京都、福岡や広島など多くの都府県で実施され、結果として“人間らしく暮らせる”ためには、全国どこでも時給1,500円の早期実現が必要だということが示されています。

コロナ禍だからこそ、最低賃金を大幅に引き上げ、内需の拡大で経済の好循環を実現させる必要があります。ついては2021年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願い致します。

● 要請事項 ●

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
2. 最低賃金時間額を1,500円へと引き上げること。
3. 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
4. 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2021年 月 日

氏名	住所
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]

[取扱団体] 大阪春闘共闘委員会／全大阪労働組合総連合

この署名用紙は、大阪地方最低賃金審議会に提出します。要請以外の目的に個人情報を使用されることはありません。

2021年7月19日

大阪労働局長 木暮 康二 様

日本共産党大阪府議会議員団

石川 たえ

内海 公仁

コロナ禍から大阪経済、中小企業と雇用を守る重点要望

昨年来のコロナ禍で、時短営業や外出自粛の要請が繰り返されるなか、大阪の経済の主役である自営業者や飲食店、中小企業などの経営は深刻な打撃を受けています。国や府で協力金などの支援制度が設けられていますが、金額や対象を始め、自営業者の苦境に見合ったものには到底なっていません。

また、非正規労働者を中心に雇い止め失業が増え、青年・女性を中心とした貧困が拡大しています。コロナ禍による雇用と暮らしの落ち込みに寄り添う支援策が求められています。

国内の労働者の実質賃金は、1997年と比較して2019年には約10%減少しています（OECD調査）。他のOECD加盟国が15%から38%増加していることと比べても日本の落ち込みは重大です。大阪では、全労働者のうち非正規労働者が4割を超え全国よりも高い比率です。非正規労働者の多くが最低賃金に張り付いた賃金である状況からみて、最低賃金の水準は府民の家計に直結しています。賃上げの実現は、消費と経済の域内循環を活性化させ大阪経済を立て直すかなめをなすものです。

よって、下記の事項について要望するものです。

記

- (1) 大阪府内でのリストラや雇い止め、非正規労働者の休業手当不支給などの実態をつかみ、対策を講じる。
- (2) 9月末までとされている雇用調整助成金コロナ特例を、少なくとも今年度末まで延長する。
- (3) 最低賃金を今年から時給1,000円以上に引き上げ、1,500円を早期に実現する。
- (4) 府内の非正規労働者等の現状を把握し、大阪地方最低賃金審議会に提供する。
- (5) 中小企業の賃上げ支援予算を抜本的に拡充する。社会保険料の事業主負担分を賃上げ実績に応じて減免する制度をつくるなど、賃金引き上げのための具体策を強化する。
- (6) 労働者の権利と生活を守る立場で労働法制の改善を図るとともに、非正規労働者の正規化を促進する。
- (7) 労働者保護の立場に立ったいわゆる「ブラック企業」規制法、下請け賃金の適正化や品質確保を保証する公契約法を制定する。「下請けいじめ」など大企業による不法行為の監視・取り締まりを強化する。

令和3年度 大阪府最低賃金の審議の進め方

大阪労働局

	本審 (総会)	大阪府最低賃金専門部会	事務局の手続き
7月	<p>第342回審議会総会 (第2回) 大阪府最低賃金改正諮問 7月6日 (火) 10:00 2号館5階共用会議室C</p>		<p>7月6日 (火) 専門部会委員推薦公示 7月14日締切 意見聴取公示 7月21日締切</p> <p>7月20日 (火) 大阪府最低賃金 専門部会委員任命</p>
	<p>第343回審議会総会 (第3回) ・関係労使意見聴取 (陳述) ・R2地賃答申附帯事項に関する取組状況報告 ・目安伝達説明 7月26日 (月) 14:00 4号館2階第2共用会議室</p>	<p>第1回 大阪府最低賃金専門部会 7月21日 (水) 9:30 2号館9階共用会議室B</p> <p>第2回 大阪府最低賃金専門部会 7月26日 (月) 15:30 2号館9階共用会議室B</p> <p>第3回～結審 大阪府最低賃金専門部会 第3回 7月28日 (水) 9:00 第4回 7月30日 (金) 13:30 第5回 8月3日 (火) 13:30 2号館9階共用会議室B</p>	<p>部会長、部会長代理の選出 審議の進め方について 審議資料等について</p> <p>金額改正審議</p> <p>金額改正審議・結審 全会一致の場合には答申</p> <p>答申後 大阪府最低賃金改正決定答申 意見要旨の公示 (異議申出)</p>
8月	<p>第344回審議会総会 (第4回) 地域別最賃専門部会審議結果の報告あるいは令6条5項適用不可(採決)の場合の答申 8月4日 (水) 16:00 4号館2階第2共用会議室</p> <p>第345回審議会総会 (第5回) 異議申出に係る諮問、答申 8月23日 (月) 10:00 4号館2階第2共用会議室</p>		<p>異議申出締切 3日答申の場合 8月18日 (水) 4日答申の場合 8月19日 (木)</p>
9月～10月			<p>官報公示 8月31日 (火)</p> <p>効力発生 10月1日 (金) ※指定発効</p>

令和2年度

大阪府最低賃金の改正決定(答申)附帯事項への取組について

令和2年8月20日 答申 附帯事項

今回の答申に当たっては、雇用の維持およびその前提となる事業の継続が最優先課題であることを踏まえ、雇用調整助成金の特例措置の延長等をはじめ各種支援策の更なる強化と迅速かつ効果的な実行を国に強く求める。また、賃金引上げが可能な企業については、消費の拡大、経済の好循環、非正規雇用労働者の処遇改善に寄与することから、賃上げを前向きに検討することが望ましい。今回の審議において、現下の大阪府における新型コロナウイルス感染症拡大の影響と今後の動向の不透明さが鍵となったことは否定できない。来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を注視しつつも、最低賃金は、経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることから、最低賃金の引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことを確認した。

大阪労働局に対しては、引き続き、

- ①大阪府最低賃金の的確な周知広報、履行確保を行うこと、
 - ②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、省庁および関連する団体等と連携し、より一層、計画的、効果的に周知し、利活用の促進、支援に努めること、
 - ③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額の改定によって当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること、
 - ④不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられている場合もあることから、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること、
 - ⑤以上の取組状況については、履行確保の状況を含め検証を行い、当審議会において報告すること、
- を要望する。

(7)労働保険年度更新会場(府内各労働基準監督署)での周知



大阪中央労働基準監督署
(新型コロナの影響で令和2年度は4署のみで実施)

(8)大阪国税局等を通じた確定申告会場での周知



大阪市内10税務署による合同申告会場



門真税務署申告会場



西成税務署申告会場

(9)他公共機関



ハローワーク岸和田



大阪市市民局

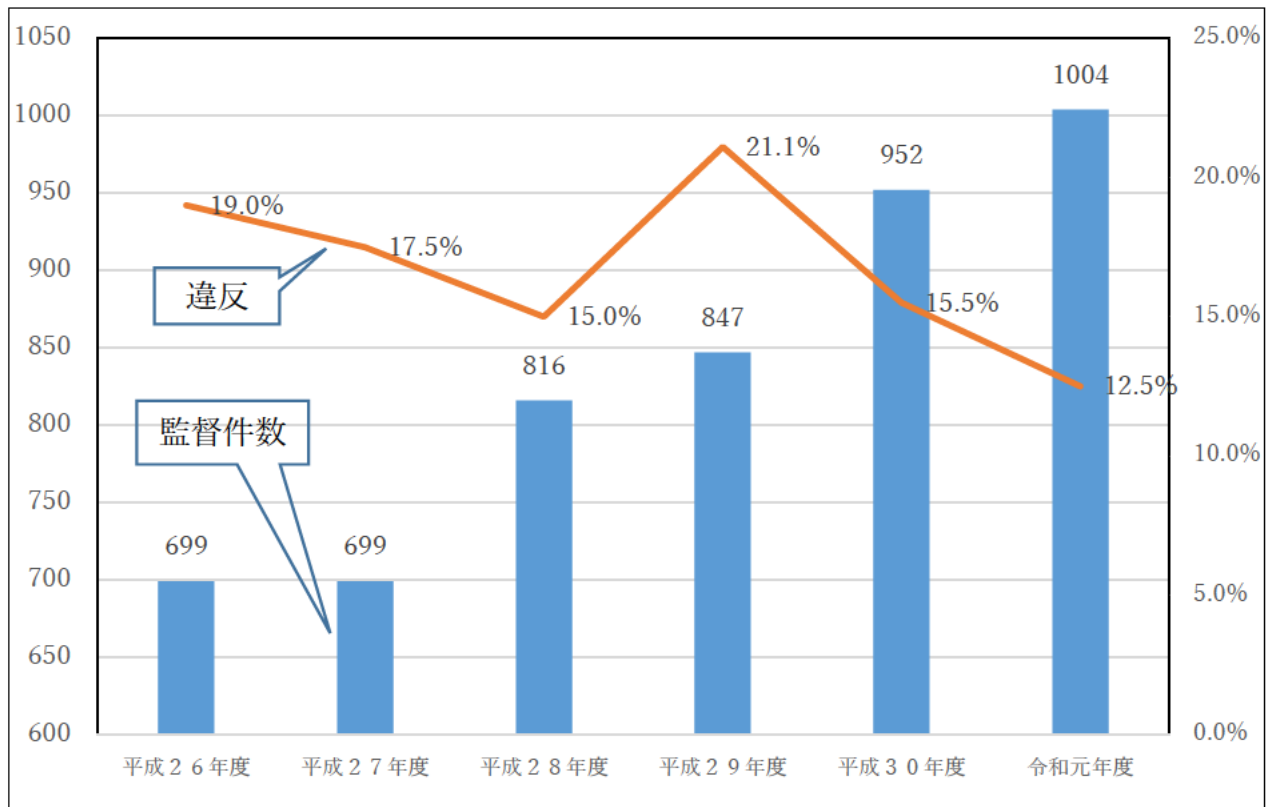
2 最低賃金主眼監督の実施

(1) 令和2年度の取組

主眼監督実施直前に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受け、対象事業場に対して自主点検の実施及び調査票の返送に切り替え(送付件数901件、回収842件)

返送された調査票の内容から違反が疑われる事業場と、調査票が返送されなかった事業場に対し、緊急事態宣言解除後、最低賃金主眼監督を実施(令和3年5月末現在29件)。

(2) 前々年度までの取組



- ・各種情報や統計結果から、最低賃金未満の恐れが高い業種等を対象に実施。
- ・平成28年度から強化し、監督件数は年々増加している。
- ・違反件数は毎年130件前後で推移している。

3 検証と課題・今後の取組

- ・周知広報については、令和2年度の最低賃金は据え置きとなったことから、周知先の判断により、広く広報しない事例がいくつか見受けられた。
- ・主眼監督については、度重なる緊急事態宣言発出のため予定通りに進まなかった。



- ・周知について、最低賃金改定の有無に関わらず、特に改定時期には広く周知するよう依頼時に申し添える。
- ・主眼監督については、集約した調査票の分析を進め、今後の履行確保徹底に活かす。

②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、省庁および関連する団体等と連携し、より一層、計画的、効果的に周知し、利活用の促進、支援に努めること

1 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを通じた取組



- ・大阪労働局版最低賃金リーフレット3種の裏面と、専用リーフレットで幅広くPR。
- ・センターでは、助成金の活用、生産性の向上、労働時間制度の見直し、人手不足の解消、働き甲斐を高める賃上げ策等のニーズを踏まえた個別相談に応じる。電話・メール・訪問・窓口相談・セミナー等、あらゆる手段で、より相談しやすい環境を整えている。また、経営相談を受けた場合は大阪府よろず支援拠点へ取り次ぐなど、互いに連携している。

2 労働基準監督署における取組

(1)労働時間相談・支援コーナーの設置

- ・各労働基準監督署において「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、労働時間相談・支援班が中小企業事業主に向けての窓口相談、集団指導、説明会、訪問支援を実施。
- ・令和2年度取組状況は、新型コロナの影響により、集合・訪問形式は多くが中止となったものの、相談件数自体は、34,667件(令和元年23,823件)と大幅に増加した。

(2)省庁・自治体の枠を超えた中小企業支援制度のリーフレット配布。

- ・中小企業に対する様々な機関が行う支援制度をパッケージして中小企業事業主に配布。
- ・主眼監督時に配布予定であったが、令和2年度は自主点検票の結果により監督先を絞り込んだため、配布数も限定的となった。

(3)大阪働き方改革推進会議 最低賃金のための環境整備に関する作業部会

- ・令和元年5月に設置された本作業部会は、関係団体・関係省庁との連携を強化し、最低賃金額はもちろん、各省庁の支援策も横断的に周知を行えるよう設置したもの
- ・令和2年度については、新型コロナの影響により会合は中止、別途事務局から資料共有、意見集約・共有を行った。

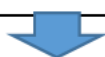
3 検証と課題・今後の取組

・労働局が積極的に周知を行っている賃金引き上げに関する助成金の利活用促進については、令和3年2月から業務改善助成金がより使いやすいよう拡充され、令和3年度に引き継がれている。

利用状況は、業務改善助成金が平成30年度から毎年増加、キャリアアップ助成金は前年並みとなっており、コロナ禍にあっても一定の利活用数を保っている。

・「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」の利用状況については、新型コロナ関連の相談が大幅に増加し、利用数過去最高となった。

・「大阪働き方改革推進会議 最低賃金のための環境整備に関する作業部会」は、親会議である実務者会議とともに中止となったため、電子メールによる開催となった。



・今後のワクチン普及とコロナ後の経済回復を見据え、引き続き、中小企業が賃上げしやすい環境を整えるため、制度・助成金等幅広い相談に応じることができる本センターの利点を積極的に周知していく。

・最低賃金のための環境整備に関する作業部会で得た意見を元に、大阪労働局作成のリーフレット裏面に掲載する支援策を見直す。

③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額の改定によって当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること

1 自治体への文書による配慮要請

(1)厚生労働省本省から

- ・各都道府県知事・政令指定都市市長あてに要請文書送付

(2)大阪労働局から

- ・大阪府知事と連名で政令指定都市以外の府内自治体へ要請文書送付

(3)大阪労働局労働基準部長から

- ・国の在阪行政機関・事務所、独立行政法人あてに要請文書送付

2 最低賃金に係る情報の提供に関する協定

平成29年度	大阪市	最低賃金違反の情報提供
令和元年度	堺市	最低賃金違反の情報提供 低入札受注で違反の恐れがある場合の情報提供
令和2年度	大阪市	低入札受注情報提供を加え、再締結

3 検証と課題・今後の取組

- ・大阪府内すべての自治体に対し、大阪府と連携し、配慮要請を行った。
- ・令和2年度は、「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」未締結自治体に対する締結勧奨を行った。



- ・自治体・在阪行政機関等に対する配慮要請は今後も続けていく。
- ・協定締結については継続して働きかけ、相談を受けた自治体に対してはさらに具体的な利点や締結までの流れを説明する。

④不公正な商取引により中小企業等の賃金支払能力が不当に下げられている場合もあることから、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること

1 近畿経済産業局との連携

- ・「下請け駆け込み寺事業にかかる近畿ブロック情報連絡会議」を定期開催し、情報共有を行っているが、令和2年度はコロナの影響で中止、事務局である公益財団法人全国中小企業振興機関協会が各構成員から資料を集約し、配布予定。

2 労働基準監督署における取組の強化

最低賃金法第4条(親事業者の禁止行為)違反が認められた事業主で、

- (1)違反の背景に下請法第4条(親事業者の禁止行為)違反、独占禁止法第19条(物流特殊指定)違反が認められる場合、公正取引委員会または経済産業省に通報する。
- (2)違反の背景に元請による建設業法違反の恐れがある場合、当該事案の通報制度を積極的に活用して国土交通省に通報する。

※平成31年1月から下請業者の同意なく通報できるよう拡充されている。

- (3)上記(1)(2)に該当しない場合であっても、パンフレットを配布の上、相談窓口を教示する。

3 検証と課題・今後の取組

- ・コロナの影響により連絡会議は中止となったが、意見集約し、情報共有を行っている。
- ・最低賃金違反の背景を見極め、所管官庁への通報を確実にしている。



・所管官庁と関係官庁との連携のスキームは整備されていることから、引き続き連携を行い、下請業者に対する相談窓口の情報提供を推進する。